平成２６年（フ）第３１８号
札幌市白石区菊水元町３条５丁目４番１号　滝美荘101
債務者　松田八州夫
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３１号
札幌市豊平区美園４条２丁目２番18号　バードマンション美園11号
債務者　高橋　友恵（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５０号
札幌市中央区南14条西８丁目５番40―313号
債務者　土井　祐一
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５８号
札幌市厚別区厚別東２条４丁目４番10号　第６山岸ハイツ７号
債務者　小川亜優見
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９１号
札幌市南区川沿５条２丁目５番10号　ホワイトピア川沿Ｂ101号
債務者　有川　英一
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０６号
札幌市豊平区平岸４条２丁目２番５号　コーポ北央８号
債務者　中野百合子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５号
群馬県前橋市川原町１丁目４番地10　バーディハイツ201号
債務者　牧岡　澄子（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６号
群馬県前橋市荒牧町１丁目53番地11　スカイハイツⅠ102号
債務者　浅川　豊行
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２９号
群馬県前橋市富士見町原之郷2507番地　ローズマリー202号
債務者　伊藤　　忍
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３２号
群馬県伊勢崎市連取町3295番地６
債務者　横堀　泰邦
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１号
群馬県高崎市山名町905番地２　高橋方
債務者　浅見　早苗
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第７２号
神奈川県平塚市長持393番地の10
債務者　杉本　和陽
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第７３号
神奈川県平塚市長持393番地の10
債務者　杉本　万里
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第７６号
神奈川県伊勢原市東成瀬40番地の16　ヴィラ・カインドネス203号
債務者　西内　令子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１０号
岐阜県多治見市大畑町大洞３番地の55
債務者　片山　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１９号
岐阜県多治見市美坂町２丁目38番地　加利里サンハイツＤ―205、従前の住所岐阜県多治見市滝呂町17丁目11番地の４
債務者　盛林　薫子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２０号
岐阜県多治見市滝呂町17丁目11番地の４
債務者　盛林　英司
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで　岐阜地方裁判所多治見支部